

日本産業規格

令和3年3月1日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和3年3月1日

厚生労働大臣 田村 憲久

記

制定された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

大たい（腿）膝か（窩）動脈ステントの耐久性試験方法	T 0 4 0 5
歯科用回転及び振動器具一軸	T 5 5 0 4

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

医療用縫合針	T 3 1 0 2
ぼうこう（膀胱）留置用カテーテル	T 3 2 1 4
体内留置排液用チューブ及びカテーテル	T 3 2 1 5
腎ろう（瘻）又はぼうこうろう（膀胱瘻）カテーテル	T 3 2 1 6
滅菌済みシリンジフィルタ	T 3 2 2 4
胆道用チューブ及びカテーテル	T 3 2 4 3
オブチュレータ	T 3 2 5 9
血管カテーテル用Yコネクタ	T 3 2 6 3
歯科一口くう（腔）内用ミラー	T 5 9 0 3
歯科用医療機器の生体適合性の評価	T 6 0 0 1

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

歯科用回転器具一軸一第1部：金属製	T 5 5 0 4 - 1
歯科用回転器具一軸一第2部：プラスチック製	T 5 5 0 4 - 2
歯科用回転器具一軸一第3部：セラミック製	T 5 5 0 4 - 3